

物流連 ニュースリリース

「改正下請法および独占禁止法の特殊指定に関する説明会」  
を東京と大阪で開催

当連合会は、経営問題委員会(委員長 上野 孝 上野トランステック(株)代表取締役CEO)主催で、「改正下請法および独占禁止法の特殊指定に関する説明会」を開催いたしました。

これは、平成16年4月1日より『「下請代金支払遅延等防止法」の改正法』(以下「改正下請法」という。)が施行され、新たに運送・保管等の役務提供委託がその対象となること、また、同日より「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(独占禁止法)第二条第九項の規定に基づき「不公正な取引方法」として運送・保管の委託が新たに対象となる(特殊指定)のを受け、物流事業者向けに公正取引委員会企業取引課より講師を招いて実施したものです。

この説明会には、会員関係者を始め、トラック、内航、倉庫、港運、利用運送等の物流事業者を中心に多くの参加者がありました。

このうち、東京会場では開会にあたり主催者を代表して上野委員長から、「物流業の役務の提供にあたっては、まずもって安全の確保が必要不可欠の責務である。しかし、取引の実態を見る限り荷主の『優越的地位の濫用』とも言える状況や、最低限必要な運賃・料金の収受がなされないケースも見られる。こうした事態は、物流活動の安全確保に大きな影響を与えるばかりでなく、現実に事故の増大ともなれば物流業の社会的立場の低下を招きかねず、円滑な物流活動を阻害することが危惧される。今回の改正下請法の施行とこれを補完する特殊指定は、有効に活用することで不公正な取引実態の排除に大きな力になるものと受け止めている。」旨のあいさつがありました。

その後、約2時間の説明があり、公正取引委員会作成の改正下請法テキストと当連合会作成の特殊指定に関するパンフレット「荷主と物流事業者 真のパートナーシップを築くために」を資料として、ケーススタディを交えて詳細な説明が行われました。そして、最後の約30分間の質疑応答では、参加者から質問票でいただいた質問に応じる形で20問近くの問い合わせに各講師から回答があり、より実践的な説明が行われました。

各会場の説明会の概要は、以下のとおりです。

・東京会場

日 時 平成16年3月17日(水) 13:30～16:15

場 所 経団連会館 14階 経団連ホール(千代田区大手町)

講 師 公正取引委員会 事務総局 取引部 企業取引課長

高橋 省三 氏

参加者 約420名

・大阪会場

日 時 平成16年3月15日(月) 13:00～16:15

場 所 MIDシアター (大阪府中央区 大阪ビジネスパーク内)

講 師 公正取引委員会 事務総局 取引部 企業取引課 課長補佐

品川 武 氏

参加者 約250名

以 上